

「クイズはがき」の設問にお答えいただき、最寄りの郵便ポストにご投函ください。クイズ正解者の中から抽選で、20名の方に商品券をお送りします。**(2022年12月消印有効・2023年1月に抽選を行い、発送をもって発表に代えさせていただきます)** ※今回ご記入いただきました個人情報、「クイズはがき」の賞品の発送に関してのみ使用いたします。



差出有効期間  
2024年2月29日  
日まで

三重県津市観音寺町429-13

三重県保険医協会

「医療の制度」についての「クイズはがき」係



お名前 (フリガナ)

郵送先 〒( ) - ( )

電話番号 ( ) - ( ) - ( )

希望される知ってトクする!パンフレットの部数 ( )部 ※10部まで無料

◆以下の項目について、よろしければご記入ください。

年齢 ( ) 歳

クイズはがきをもらった医療機関・施設名

郵便はがき

5 1 4 - 8 7 9 0

7 3 0

「クイズはがき」をご記入後はミシン目に沿ってはがき状に切り取っていただき、切手を貼らずに最寄りの郵便ポストにご投函ください。

## 増やされてきた窓口負担

これまでの社会保障では、給付は減らして負担は増やされてきました。コロナ禍の今、高齢者の窓口負担が増やされます。コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、受診抑制を前提にした窓口負担増は、高齢者のいのちと健康に大きな影響を及ぼします。これからも全世代に負担増が計画されていますが、三重県保険医協会では窓口負担を減らすよう取り組んでいます。

	高齢者	国保	被用者本人
1973年	なし	3割負担	定額
1984年	定額		1割負担
1997年			2割負担
2001年	1割負担		
2002年	1割負担 (現役並み 2割)		
2003年			3割負担
2006年	1割負担 (現役並み 3割)		
2014年以降順次	70～74歳 2割負担 (現役並み 3割)		
2022年10月	75歳以上 一部 2割負担		

## 医療保険

1961年、国民皆保険制度が施行された結果、ほとんど保険診療に必要な医療を受けられることになりました。しかし、保険診療では、一定の約束に従って患者さんは必要な医療を受け、医師は診療を行わなければなりません。

### 患者さんと医師の主な約束

#### ①被保険者証

患者さんは被保険者証等によって資格の確認を受け、医師（保険医療機関）は被保険者証等によって資格を確認しなければなりません。

#### ②一部負担金

患者さんは一部負担金を支払い、医師（保険医療機関）は一部負担金の支払いを受けなければなりません。



## こんな制度も

### 国民健康保険の保険料（税）減額・減免

国が基準を定めている「法定減免」と市町が要件を定める「申請減免」の二つがあります。法定減免は、国の基準を満たしていれば、保険料（税）減額が受けられます。申請減免は、市町ごとに定めた要件に当てはまる場合、申請すれば、保険料（税）減免が受けられます。

### 無料低額診療事業

経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることがないよう、無料または低額で医療機関が診療を行う事業です。

実施機関は、三重県子ども・福祉部地域福祉課にお問い合わせください。また、利用方法や減免基準は、医療機関によって異なりますので、実施機関へ事前にお問い合わせください。

## 生活保護

国が決めた基準金額に対して収入が不足する場合、不足する部分を補うしくみです。

働いている場合や、年金収入がある人も利用できます。

生活扶助のほか、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があります。



国民医療の充実と改善をめざす  
三重県保険医協会

津市観音寺町429-113  
TEL: 059-1225-11071  
HP: <https://mie-hok.org>  
E-mail: [doctor@mie-hok.org](mailto:doctor@mie-hok.org)



## 「医療の制度について」 ～クイズはがき～

### ◆問題

経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることがないよう医療機関が診療を行う事業は何でしょう。下記の○に入る文字をお答えください。

答：無料○額診療事業

### ◆自由意見欄

新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている医療従事者に応援の声をお寄せください。お寄せいただいた応援の声は、会員医療機関に届けますので、よろしければご協力ください。

今後の「健康・医療情報」の希望テーマがあれば、ご記入ください。

( )